

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

##### ．概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、平成13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第3項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、公認会計士審査会及び企業会計審議会が置かれており、平成14年度末現在、全体で一般職981名及び特別職3名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名）の体制となっている。

##### ．特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

##### ．所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

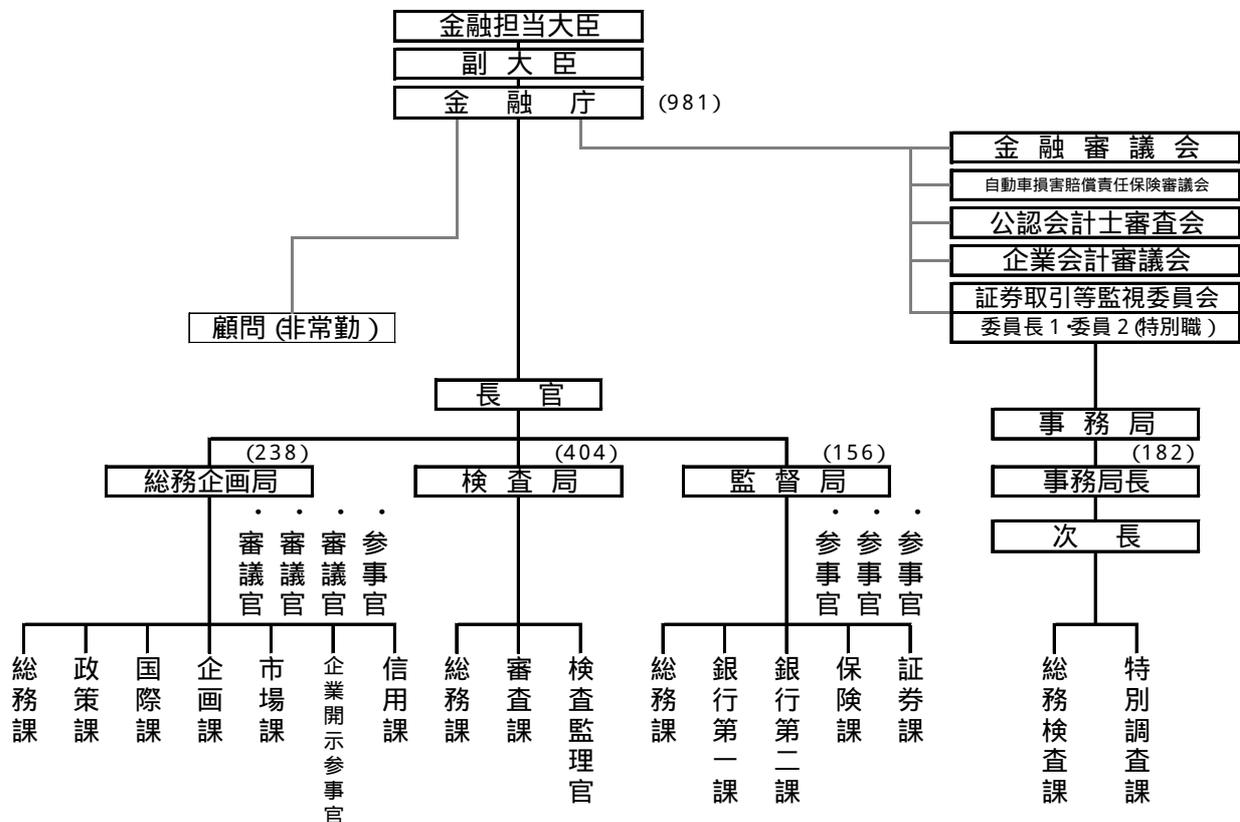
##### ．組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

さらに、市場機能を中核とした金融システムへの移行に的確に対応していく観点から、機能別の行政組織を基本としつつ、証券市場行政を担当する部署間の連携を

一層強化するため、平成14年8月に、証券市場行政総括官を設置するなど、証券市場行政についての情報交換・連絡・調整を一層推進している。

(参考)金融庁の組織(平成14年度末)



## 第2節 平成15年度の体制整備(資料1-2-1)

金融庁の任務を引き続き的確に果たすため、不良債権処理の加速、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築など、「金融再生プログラム」(平成14年10月30日決定)等に盛り込まれた諸施策を迅速に実施することが喫緊の課題となる中、平成15年度予算においては、以下のような体制整備が認められた。

### 1. 検査局

検査局では、不良債権処理の加速化のため、民間金融機関の検査の重要性が従来以上に増していること等に対応するため、「審議官」を新設するとともに、平成15年4月から導入された政策金融機関及び日本郵政公社に対する金融庁検査への対応並びに調査機能を充実するため、全体で「59人」の増員を行う。

### 2. 証券取引等監視委員会

証券取引等監視委員会では、証券市場の構造改革が重要な政策課題とされる中、

個人投資家保護の観点からディスクロージャー違反に対する調査体制を強化するほか、証券会社に対する検査体制及び不公正取引に対する監視体制を強化するため、現体制「182人」に対し、2割増の「37人」の増員を行う。

なお、財務局証券取引等監視官部門での増員「17人」と合わせると、全体で「54人」の増員を行う。

### 3. 監督局

監督局では、金融再生プログラムを着実に実施し、構造改革を支えるより強固な金融システムを構築するため、金融機関の監督体制を更に強化するとともに、保険会社の危機対応の監督体制や証券市場の構造改革に対応するため、全体で「16人」の増員を行う。

### 4. 総務企画局

総務企画局では、金融再生プログラムを踏まえ、主要行の不良債権問題を解決し、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指すため、「参事官」を新設するとともに、監査法人の監督強化の必要性や公認会計士制度の見直しに対応して、公認会計士法上の監督や処分体制の強化等の総合的な取組みを行うため、「公認会計士監理官」を新設するほか、金融行政を総合的に担うための企画調整機能等を整備するため、全体で「12人」の増員を行う。

(参考) 金融庁の平成15年度定員

	14年度末定員	15年度定削	15年度増員	増員後の定員
総務企画局	239	-	12	253
検査局	404	2	59	460
監督局	156	1	16	171
監視委員会	182	1	37	217
合計	981	4	124	1,101

(注) 1. 総務企画局の定員には長官を含む。

2. 増員後の定員には、検査局及び監視委員会から、総務企画局への定員振替2を含む。